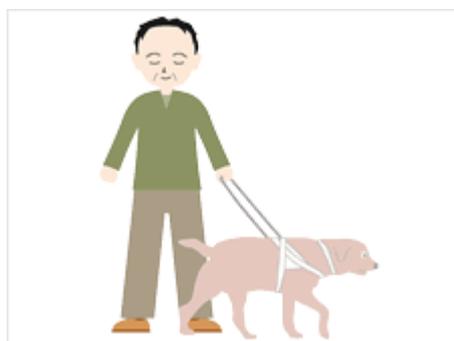
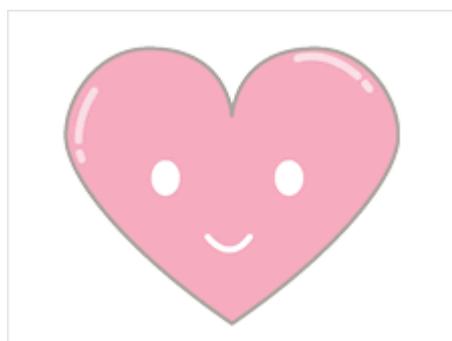


社会福祉法人はびねす福祉会

第二次長期計画



笑顔でつながろう 福祉のわ



平成 27 年 3 月策定

社会福祉法人 はびねす福祉会

目次

社会福祉法人はびねす福祉会第二次長期計画

第1章 計画の概要

1. 計画の目的 1
2. 計画の名称
3. 計画の期間
4. 計画策定の経緯
5. はびねす福祉会長期計画検討委員会 2
6. はびねす福祉会長期検討委員会開催状況 3
7. はびねす福祉会長期計画検討委員会設置要綱 4～6

第2章 はびねす福祉会第二次5ヵ年計画

1. 法人本部 7～12
2. 生活介護事業 13～14
3. 就労継続支援B型事業 15
4. 居宅介護等事業 16
5. 共同生活援助事業 17
6. 相談支援事業 18
7. 手話通訳事業 19～20
8. 地域活動支援センター事業 21～22
9. 障害児通所支援事業 23

資 料

1. 第一次長期計画の進捗状況
2. 各事業部の課題・問題点

社会福祉法人はびねす福祉会第二次長期計画

第1章 計画の概要

1、計画の目的

この計画は、社会福祉法人はびねす福祉会が運営する、益田市障害者福祉センター「あゆみの里」の事業運営において、現状の地域の障がい者の状況・ニーズを把握し、「障がい者が一生住み慣れた地域で安心した自立生活が送れるように」を目標に、第一次長期計画を検証し、今後の事業展開を行う事を目的に第二次長期計画を策定するものであります。

2、計画の名称

この計画の名称は「社会福祉法人はびねす福祉会第二次長期計画」とします。

3、計画の期間

この計画の期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年とします。

4、計画策定の経緯

社会福祉法人はびねす福祉会の方向性を示すため、平成 22 年 6 月に「社会福祉法人はびねす福祉会第一次長期計画検討委員会」を設置しました。

平成 26 年 6 月に第二次長期計画を策定するため新たな委員会を設置、新たな委員のもと、第一次計画を検証し、課題・問題点を洗い直しました。

今回の計画では、法人本部の長期計画も作成することとしました。

5、はびねす福祉会長期計画検討委員会

委員会は、理事長・理事代表3名・評議員代表3名・あゆみの里施設長・部長2名・主任6名で構成。

長期計画検討委員名簿

役職名	氏名	備考
理事長	百合本健夫	委員長
理事	佐々木宗吾	副委員長
理事	大畑 耕三	
理事	岡崎 茂喜	
評議員	吉永 浩	
評議員	中島 薫	
評議員	安永美由紀	
施設長	豊田 英幸	
地域生活支援事業部長	中尾 公子	地活・手話主任兼務
障害福祉サービス事業部長	熊谷 泉	
就労継続支援B型事業主任	村上 栄子	
居宅介護事業主任	牛尾 智美	
相談支援事業主任	福原 直美	
共同生活援助主任	藤井真由美	
生活介護事業主任	豊田 洋美	
障害児通所支援事業主任	大畑 史絵	

6、はびねす福社会長期計画検討委員会開催状況

平成 26 年 7 月 4 日	第 1 回検討委員会
平成 26 年 10 月 15 日	第 2 回検討委員会
平成 26 年 10 月～ 平成 27 年 1 月	計画内容検討（内部検討）
平成 27 年 2 月 13 日	第 3 回検討委員会 5 ヲ年計画策定検討・終了
平成 27 年 3 月 21 日	理事会・評議員会にて承認予定

7、はびねす福祉会長期計画検討委員会設置要項

(目的)

第1条 益田市の障害者福祉の中核施設である障害者福祉センター「あゆみの里」の、今後の運営及び事業展開について検討し、長期計画を策定するため、はびねす福祉会長期計画検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) はびねす福祉会の事業展開に関する長期計画の検討及び計画策定
- (2) 事業運営上の課題・問題についての協議検討
- (3) その他必要な事項

(任期)

第3条 委員の任期は平成26年7月1日から平成27年3月31日とする。

(組織)

第4条 委員会は、16名以内で組織する。

2、委員は、次に掲げる者とし、理事長が任命する。

- (1) 理事より4名（理事長を含む）
- (2) 評議員より3名
- (3) 職員の代表9名（施設長・部長・主任）

(役員)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2、委員長は理事長とし、副委員長は委員長が指名する。

3、委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

4、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集し、その議長となる。

2、会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3、会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

4、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務に置き、委員会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年6月1日から施行する。

平成26年7月1日一部改正（目的、任期の改正）

「広い心と

さわやかな笑顔」

～ 社会福祉法人 はぴねす福社会 ～

< 法人基本理念 >

私たちは、障がい者が住みなれた地域で、安心した生活が送れ、自立した生活ができるために「広い心とさわやかな笑顔」をモットーとし、信頼されるサービスの提供に努めます。

また、地域の障がい者福祉の中核をなす施設として地域との共生とネットワークづくりに努め、各種法令を遵守し透明性の確保に努めることを理念とし事業の推進を図ります。

第2章 はびねす福祉会第二次5ヵ年計画

1 法人本部

利用者に対し、継続して質の高い福祉サービスを提供しつつ、各事業所の安定的な経営を図るとともに、より多くの利用者ニーズに応えるための事業拡大を見据えた財源の確保を目指します。

そのために、法人本部として次の7項目を掲げます。

- ① 安定した経営基盤の確立
- ② 法人に対する支援体制の確立
- ③ 人事考課制度の導入
- ④ 労働環境の整備と向上
- ⑤ 先進的な事業の創設・実施
- ⑥ 次世代を担う人材育成
- ⑦ 法人の地域貢献・連携の強化

① 安定した経営基盤の確立

○ 経営基盤の安定

- ・ 事務管理・労務管理を一元化し、経営基盤の確立を図り、安定的な事業の継続を目指します。
- ・ 職員一人一人が経営者意識を持ち、コスト削減とコスト意識を周知徹底し、最大限の福祉サービスの提供と業務の効率化を目指します。
- ・ 内部経理監査、監事監査についても機能強化を図り、法人経営の透明性・公益性を確保するため、財務諸表等を積極的に公表し、法令遵守に努めます。
- ・ 各事業間の連携をさらに強固なものにし、情報を共有し効率的かつ効果的な経営を目指します。
- ・ 長期的な資金運用計画を作成し、施設整備や改修に対応します。

② 法人に対する支援体制の確立

○ 協力体制の設立

- ・ 法人の事業運営が円滑に行えるようあゆみの里協力会員を募集し、社会福祉及び障がい者への理解・啓発を図る事業を行います。

- ・あゆみの里協力会員制度を見直し、より活発な活動ができるような体制の構築を目指します。
- ・あゆみの里協力会員と地域住民と協働し、市民を巻き込んだ福祉のまちづくりを目指します。

③ 人事考課制度の導入

○ 人事考課制度の導入

- ・職員の資質向上及び質の高いサービス提供を目指すために、人事考課制度の導入をします。
- ・専門性を持った職員の育成をはかり、どの職員も納得できるキャリアパス制度の確立を目指します。

④ 労働環境の整備と向上

○ 人材確保に向けた労働環境の整備

- ・職員が仕事と家庭の両立ができるよう「働きやすい職場」を目指し、労働条件や労働環境を常に検証します。
- ・職員の福利厚生を充実させ、障がい福祉を担う人材を恒常的に確保・育成します。
- ・職員が持つ企画・立案能力を十分生かせるような体制・仕組みを構築します。

- ・職員が働きがいを持てる職場づくりを目指し、福祉職員として必要なモラル・スキルが身につくような研修に参加させます。

⑤ 先進的な事業の創設・実施

○ ニーズに応じた事業の実施

- ・利用者及び家族、地域のニーズを把握し、ニーズに沿った事業展開及び法の隙間にある課題・問題等について解決できるように努めます。

○ 施設整備及び改修

- ・たんぽぽの老朽化や個別浴槽の設置など、必要に応じて施設整備や改修を検討します。

⑥ 次世代を担う人材育成

○ 職員の資質向上

- ・資格取得を目指す職員を法人全体として支援する体制を構築します。国家資格等の有資格者について、さらに高い専門性を認証する仕組みを構築します。
- ・安心して末永く働ける職場環境を整備し、安定した雇用確保に努めます。

⑦ 法人の地域貢献・連携の強化

○ 障がい者福祉の拠点としての役割

・ 益田市の障がい者福祉の拠点として情報発信を行い、障がい者の理解・啓発に努めます。

○ 地域とのつながりの強化

・ 横田地区住民を中心とした地域とのつながりをさらに強化するための活動を行います。

・ 地域の小学校・中学校・高校を対象とした、障がい者との交流事業を行い、ノーマライゼーションの確立を目指します。

2 生活介護事業

① 風呂場の改修について

- ・利用者の状態の変化とともに、現状の風呂場では対応が難しくなったため、早急に風呂場の改修をしていきます。

② 用途に合った部屋の確保について

- ・グループ分けを行い事業展開していくため、用途にあった部屋を整備していきます。
- ・今後生活介護でも、工賃の支払いができるような作業を開拓し、すすめていきます。
- ・重症心身障害者を数名受け入れていくための、機能訓練、排泄介助時や安静時のプライバシー確保が保てるよう部屋の準備をしていきます。

③ 洗い場の確保について

- ・経管栄養器具の洗浄やコップなどの食器洗いに、清潔な場所として洗い場の確保をしていきます。

④ リハビリ専門職員の配置について

- ・機能訓練室や訓練器具の活用をしていくため、また利用者のリハビリの充実を図るためにリハビリ専門職員の配置をしていきます。

⑤ 利用者の確保について

- ・定員 20 名が満たされていないので、利用者の確保に努めます。

3 就労継続支援B型事業

- ① レインボーハウスとたんぽぽとの建物の距離が離れている。たんぽぽの建物の老朽化
 - ・たんぽぽの新築移転を検討します。

- ② 工賃が低い
 - ・給食事業を拡大し、グループホームの夕食や配食サービスを提供します。
 - ・企業や一般家庭などの植栽管理や草刈り事業を拡大していきます。
 - ・はぴねす農園事業を開始します。
 - ・新事業の創出に取り組みます。

- ③ ニーズを充足させるサービス提供
 - ・平成 27 年度に本人や家族から希望やニーズの聞き取りを行います。
 - ・レインボーハウスとたんぽぽの事業と定員の見直しを行い、就労移行支援事業について検討します。
 - ・仕事を整理し、仕事によるグループを作ります。

4 居宅介護等事業

(居宅介護・行動援護・同行援護・重度訪問介護・移動支援)

① 職員体制の整備について

- ・さらに適切なサービスが提供できるよう、施設内外で人材確保の方法を探っていきます。

② サービスの向上について

- ・外部研修に参加し、全員の資格取得に努めます。

5 共同生活援助事業

- ① 家庭的で暖かいサービスの提供をし、生活に潤いや楽しみを組み入れます。
 - ・自治会行事や、支える会主催の行事への積極的な参加を支援します。
 - ・利用者の誕生日を祝ったり、季節感を盛り込んだ活動の提供をします。
- ② 入居者の高齢化・重度化への支援の充実を図ります。
 - ・個人の年齢や障がいの状況に合わせた個別支援を実施します。
- ③ 職員体制の整備について
 - ・新しい世話人を確保し、世話人・職員の業務内容の見直しを行います。
- ④ 今後のニーズの把握について
 - ・相談支援事業所と連携を取りながら、今後のニーズを把握した上で、グループホームの方向性を検討していきます。

6 相談支援事業

① 相談支援事業の周知をし、関係機関で共通した支援をしていきます。

・「相談支援事業所ほっと」のパンフレットを見直し、活用します。

② 相談支援専門員の資質向上に努めます。

・障がい特性別の研修に参加し、相談員一人一人が専門職としての知識向上を目指し、当事者や家族が希望する「サービス等利用計画書」作成に努めます。

7 手話通訳事業

① 設置事業、派遣事業の円滑な運営

- ・聴覚障がい者と利用や制度整備についての協議をしていきます。
- ・活動ごとの振り返りや研修会で、手話通訳者・要約筆記者のスキルアップを図り、実際に活動できる手話通訳者・要約筆記者を増やします。
- ・設置通訳者は「手話通訳士」の資格取得に向け努めます。
- ・行政と、手話通訳者及び要約筆記者の派遣コーディネート業務等の役割分担を協議します。
- ・手話通訳者、要約筆記者の頸肩腕障害等の予防を図ります。

② 養成・研修事業の効果的取組

- ・より効果的、効率的な手話奉仕員の養成を行います。
- ・積極的に手話の必要性をPRや啓発をしていき、多くの方に広く手話を学ぶ機会を提供していきます。
- ・聴覚障がい者協会等の協力を得ながら、養成・研修事業を行います。
- ・手話通訳者及び要約筆記者への効果的な研修を実施します。
- ・現場に即した内容や障害者権利条約等福祉の基本理念を学ぶ

内容を盛り込み、手話通訳者・要約筆記者のスキルアップに努めます。

- ・聴覚障がい者から学び、その生活や思いに寄り添える支援者を育成します。

③ 聞こえない、聞こえにくい方の生活基盤の安定化

- ・行政や関係者と協議をして、土日祝祭日及び夜間派遣ができる体制を早期に実現できるよう努めます。

- ・行政や社会福祉協議会等と連携し、災害時の通訳派遣の体制を整えます。

- ・独自事業の「あゆみの里派遣事業」の充実をします。

- ・職員が手話で話ができるように、引き続き学ぶ機会を作ります。

8 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの長期目標

創作的活動や生産活動の機会の提供をするとともに、社会との交流の促進を図り、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

① 部屋数（スペース）の確保

- ・ 創作活動、憩いの場、相談等求められている役割を十分に機能させるためのスペースが不足しています。あゆみの里全体の部屋の利用も合わせて検討し、スペースを確保していきます。
- ・ 引き続き益田市と協議していきます。

② 地域貢献としてのボランティアの育成、啓発事業の充実

- ・ 「あゆみの里協力会員」の研修会を実施し、ボランティアの育成を図るとともに、登録の見直しを行います。
- ・ あゆみの里の各事業所からのボランティアへの要望をまとめ、あゆみの里の活動に、ボランティアが積極的に参加できるようにするとともに、地域との交流を深めます。
- ・ 「精神障がい者の地域生活を支える会」は、あゆみの里にとって

地域連携の大きな柱であり、引き続き連携して、精神障がい者の理解啓発・交流活動を続けます。

③ 職員の専門的知識の習得

- ・障がいのある方が地域で安心して生活していけるように、相談支援事業所と連携しながら利用者を支援していきます。
- ・精神障がいのある方、発達障がいのある方、聞こえない方の方等様々な利用者への支援充実のため、障がいの知識や支援技術、手話の技術習得に努めます。

9 障害児通所支援事業

(児童デイサービス)

① 土曜日の開所について

- ・現状、第1及び第3土曜日に開所しているが、そのほかの土曜日
も実施できるように需要の把握をし安定した利用の確保をしたう
えで、職員の配置をしていきます。

② 送迎について

- ・鹿足郡方面の子どもに関し、家までの送りについては、行政と方
法を相談します。

③ 短期入所について

- ・養護学校、益田市と検討協議し、法人として取り組むべきか考え
ていきます。

④ 施設改修について

- ・利用者の状況を見て施設改修の検討をします。